平成２１年（フ）第３００３号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目１番１号
湘南ブライトＣ―102号
債務者　吉野　史登
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２０号
神奈川県相模原市若松４丁目10番１号　クレッセ103
債務者　奥山理恵子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９４６１号
大阪府高槻市大蔵司１丁目７番４号　４棟508号
債務者　中川　剛
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８５号
大阪市此花区伝法５丁目１番43号
債務者　休場　友信
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３０号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅15―413号
債務者　巽　剛一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４４号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番25号　エメラルドマンション506号室、住民票上の住所大阪市西成区北開２丁目３番１号
債務者　中野　亜希（旧姓南）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
大阪市東淀川区下新庄３丁目２番16号　第２中本ビル107号
債務者　茶谷　謙二
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０号
大阪府八尾市宮町２丁目６番26号
債務者　福田　澄子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２号
大阪府高槻市天川町20番12―104号
債務者　岩水　亨
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１号
島根県益田市土田町497番地８
債務者　益成　敦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第８６号
島根県鹿足郡吉賀町立河内1702番地４
債務者　西島　文子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２０年（フ）第３５２号
北海道帯広市西４条南18丁目11番地２　キートス西４条―106号室
債務者　山本　　恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
北海道帯広市東９条南20丁目12番地４
債務者　福田よし子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
北海道帯広市西11条南11丁目２番地３
債務者　平尾　直樹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
北海道帯広市白樺16条東13丁目10番地　コーポライム201
債務者　栗林はるみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月25日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係